

オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業
公募型プロポーザル 募集要領

1. 趣旨

本募集要領は、松山市（以下「市」という。）が所有する発電候補地に太陽光発電設備等を設置し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、オフサイト PPA 方式※による公共施設への電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

※本事業の「オフサイト PPA 方式」とは、発電事業者が発電した電力を需要家（市）に供給することを指し、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された場合に、電気事業法上の小売電気事業者を介して、当該需要家に電力を供給する契約のことをいう。

なお、本事業での小売電気事業者は四国電力株式会社を想定している。

2. 事業概要

- （1）事業名：オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業
- （2）事業場所：別添「オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- （3）事業期間：仕様書のとおり
- （4）事業内容：市所有の発電候補地に太陽光発電設備及び付帯設備の整備、維持管理並びにオフサイト PPA 方式による電力供給を行う。なお、本事業は、3.（1）（2）に示す環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「交付金」という。）を活用する予定のため、整備費用に充てることができる。詳細は仕様書のとおり。

3. 実施条件

本事業に関する公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集である。

- （1）本事業は、事業費の一部に交付金を活用する予定のため、本募集要領のほか、交付金の実施要領等に沿った内容とすること。詳細は下記 URL 1～3 参照。
- （2）交付金の交付対象事業は、下記 URL 2 の「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」（9 ページ）のため、本事業で提案する PPA 単価については、交付金額相当分（対象事業費の 1/2 以内（税抜））を当該 PPA 単価から控除すること。また、交付金の対象となる経費は、下記 URL 3 に記載のとおり。

【交付金の上限額（予定）：218,350 千円】

- （3）事業者は、令和 6 年度中に電力供給における詳細設計や事業スキームの確立等を行うとともに、市及び小売電気事業者と事業実施に向けた協議を行うこと。協議の結果、事業が実施可能と 3 者が合意できた場合、令和 7 年度以降にオフサイト PPA 方式による電力供給を行う。
- （4）本事業の実施に必要な系統連系の検討料（1 受電地点 1 検討につき 22 万円（税込））を想定は、事業者負担とする。

- (5) 市と事業者との本事業に係る契約は、交付金の交付決定後に締結する。
- (6) 本事業は、市の令和7年度予算の成立及び交付金の交付決定を前提としており、今後、内容等が変更になる場合があることに留意すること。

URL1_【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko-240723.pdf>

URL2_【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken-240723.pdf>

URL3_【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）】

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240723.pdf>

4. 参加資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成されたコンソーシアム（コンソーシアムを構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。）であること。参加表明書の提出後、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書等に基づく事業内容を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。
- ・オフサイト PPA 事業の実績
 - ・企業、地方公共団体等の所有施設または土地等における、太陽光発電設備等の設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

カ 松山市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 32 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である者又はその役員及び従業員のうち暴力団員等がいる者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者と取引関係がある者

ク 市の競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

※コンソーシアムの場合は、すべての法人が(1)～(3)及び(6)の資格要件を満たし、代表事業者もしくは構成事業者のいずれかに(4)の資格要件を満たしている者が含まれていること。また、コンソーシアム総体(協力事業者含む)で(5)の資格要件を満たしていること。

5. 提出書類

原則、紙資料にて提出する。また、以下に示す書類の他に市が別途書類の提出を求めることがある。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号 2～5 及び 10～11(コンソーシアムの場合※は、番号 C4～C7 及び C12～C13)の書類を省略できる。

※参加者資格を有していない構成員はその限りでない。

(単独の場合)

書類 番号	提 出 書 類 名	提 出 上 の 注 意
1	参加表明書(様式 1)	・印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で市の競争入札参加者資格を有している者は、市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	・参加表明書に押印した実印の証明書(発行後 3 ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後 3 ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	・次の証明書を添付すること。 (発行後 3 ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 市(納税課)が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又

		は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ・市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にする。 * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）（未納の税額がないことの証明：その 3 の 3）	・申告している税務署が発行する納税証明書 * 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後 3 ヶ月を超えないもの） * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けている場合は、事前に相談すること。
6	現地見学日程調整票（様式 5）	・現地見学希望者のみ提出すること。
7	企画提案書	・別添仕様書を参照のうえ、「6. 企画提案書の内容」及び「7. 企画提案書作成にあたっての留意事項」を確認しながら作成すること。 ・評価基準書の評価項目に沿って作成すること。
8	会社概要（様式 2）	・A4 サイズ縦置きとする。
9	業務執行体制（様式 3）	・A4 サイズ縦置きとする。
10	経営状況等調査表（様式 4）	・A4 サイズ縦置きとする。
11	直前 2 年分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）	
12	電気主任技術者の資格証の写し	
*	チェックリスト	・参加表明書提出時及び企画書等提出時チェックリストを使用し、書類をチェックすること。 ・チェックリストを提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

（コンソーシアムの場合）

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
C1	参加表明書（C 様式 1）	・印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で市の競争入札参加者資格を有している者は、市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
C2	コンソーシアム参加事業者表（C 様式 2）	・すべての参加事業者の実印を押印すること。なお、コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そ

		して代表事業者以外を「構成事業者」と定義する。
C 3	コンソーシアム協定書の写し	・代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。
C 4	印鑑証明書（原本）	・すべての参加事業者が提出すること。 ・コンソーシアム参加事業者表に押印した実印の証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）
C 5	履歴事項全部証明書（原本）	・すべての参加事業者が提出すること。 ・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）
C 6	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	・すべての参加事業者が提出すること。 ・次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ・市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。 * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けている場合は、事前に相談すること。
C 7	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）（未納の税額がないことの証明：その3の3）	・すべての参加事業者が提出すること。 ・申告している税務署が発行する納税証明書 * 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） * 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に相談すること。
C 8	現地見学日程調整票（様式5）	・現地見学希望者のみ提出すること。
C 9	企画提案書	・代表事業者が提出すること。 ・別添仕様書を参照のうえ、「6．企画提案書の内容」及び「7．企画提案書作成にあたっての留意事項」を確認しながら作成すること。 ・評価基準書の評価項目に沿って作成すること。
C10	会社概要（C 様式3）	・すべての参加事業者が提出すること。 ・A4 サイズ縦置きとする。

C11	業務執行体制（C 様式 4 - 1 , 4 - 2）	・ C 様式 4-1 は代表事業者、4-2 はすべての参加事業者が提出すること。 ・ A4 サイズ縦置きとする。
C12	経営状況等調査表（C 様式 5）	・ すべての参加事業者が提出すること。 ・ A4 サイズ縦置きとする。
C13	直前 2 年分の財務諸表類(損益計算書及び貸借対照表の写し)	・ すべての参加事業者が提出すること。
C14	電気主任技術者の資格証の写し	
*	チェックリスト	・ 参加表明書提出時及び企画書等提出時チェックリストを使用し、書類をチェックすること。 ・ チェックリストを提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

6. 企画提案書の内容

別添仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

（１）事業の実施内容

ア 実施方針

- ・ 提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

- ・ 発電候補地における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。
- ・ 最終的な設備容量の決定にあたっては、電力供給予定の公共施設（以下「供給予定施設」という。）の電力需要実績などを十分に勘案し、適切な容量で設備を設置すること。
- ・ 市が交付金を活用して太陽光発電設備等の整備に要する費用の 2 分の 1 以内（税抜）を補助する予定であり、当該設備等の設置に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 発電候補地における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、イの適切な容量で設備を設置した際の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、発電候補地における 1 年間の総量を算出すること。なお、CO2 削減効果は、環境省が公表している脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック<ver.1.1>を参考にすること。
- ・ 電力の二酸化炭素排出量係数は脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイル（再エネ発電）で定められている 0.47kg-CO2/kWh を使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備等の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所での設置方法は、太陽光発電設備等の基礎・架台に関する工業規格（JIS

C8955)に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

オ PPA 単価

- ・ここでいう PPA 単価とは、小売電気事業者への売電単価のことで、電力供給に必要な需給管理費用や託送料金などの必要経費は含めない。
- ・PPA 単価は、原則、事業期間の間、同一とする。なお、提案する PPA 単価には消費税及び地方消費税を含めること。
- ・PPA 単価は、3.(2)に示す交付金額相当分を控除した上で算出すること。なお、交付金額相当分を控除しない場合の PPA 単価も参考として示すこと。
- ・「10. 選考方法」に示す選考の結果、優先交渉権者となった事業者は、市及び小売電気事業者と協議を行い、供給予定施設の現在の電力量料金単価(燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く)よりも廉価となるよう努めること。

カ 事業シミュレーション

- ・事業期間終了後、設備を廃棄した場合と市が設備の無償譲渡を受けて5年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。なお、前者については、撤去費用を PPA 単価に折り込むこととし、後者については、5年間での総発電量及び消費量、CO2削減量、機器更新費を含めた総コストを含むこと。

キ その他独自提案

- ・事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他市全域の温室効果ガス削減に有効な独自提案があれば記載すること。

(2) 事業実施体制

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要(設備導入工程表)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 松山市内の業者の活用の提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

オ 工事費、運転管理、維持管理等のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

カ 故障、緊急時の対応体制図

キ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ク 事業実施に関する保証

- ・設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・A4版を基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

- ・枚数に制限は設けないが、可能な限り簡潔にまとめること。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・企画提案書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・表紙に「オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業」と記載し、社名等を記載すること。
- ・提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ・各項目及び内容がどこまで確定しているかその段階や状況がわかるように明示すること。
- ・市と提案事業者との役割分担を明確にすること。

8. スケジュール

日 程	内 容
令和 6 年 8 月 30 日（金）	公募開始
令和 6 年 8 月 30 日（金） ～令和 6 年 9 月 13 日（金）	募集要領等の配布期間
令和 6 年 8 月 30 日（金） ～令和 6 年 9 月 13 日（金）	募集要領等に関する質問の受付期間
令和 6 年 9 月 13 日（金）	参加表明書等の提出締切り
令和 6 年 9 月 20 日（金）	募集要領等に関する質問の回答・公表
令和 6 年 9 月 20 日（金）	応募事業者数の公表
令和 6 年 9 月 20 日（金） ～令和 6 年 9 月 25 日（水）（予定）	現地見学（希望者のみ）
令和 6 年 10 月 4 日（金）	企画提案書等の提出締切り
令和 6 年 10 月中旬（予定）	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和 6 年 10 月中旬以降（予定）	特定・非特定結果の通知・公表 詳細協議、協定等の締結

9. 提出方法等

（１）募集要領等の配布

- ア 配布期間 令和 6 年 8 月 30 日（金）～令和 6 年 9 月 13 日（金）
- イ 配布場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2 別館 3 階
松山市 環境部 環境モデル都市推進課
- ウ 配布方法 市ホームページからダウンロード又は配布場所で直接受け取る。
配布時間は 9 時～17 時（土日、祝日を除く）
【ホームページアドレス】 <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

（２）募集要領等に関する質問・回答・公表

- ア 受付期間 令和 6 年 8 月 30 日（金）～令和 6 年 9 月 13 日（金）17 時（必着）
- イ 受付方法 別紙の質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・訪問・FAX における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メールのタイトルを「【会社名】プロポーザル質問書（オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業）」とすること。電子メール送信後、「14. 事務局」の担当者まで送信した旨の電話をすること。
- なお、質問は、本プロポーザルに関する内容以外は受け付けないものとする。
- 【電子メールアドレス】 kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp
- ウ 回答及び公表 質問者に令和 6 年 9 月 20 日（金）までに電子メールで回答するとともに、軽微なものを除き市ホームページで公表する。
- ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- なお、受付期間までに提出のなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則、受け付けない。
- 【ホームページアドレス】 <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

（3）参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和 6 年 9 月 13 日（金）17 時（必着）
- イ 提出書類 【単独の場合】
「5. 提出書類」の書類番号 1～6 及びチェックリストを提出すること。
【コンソーシアムの場合】
「5. 提出書類」の書類番号 C1～C8 及びチェックリストを提出すること。
- ウ 提出場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2 別館 3 階
松山市 環境部 環境モデル都市推進課 ゼロカーボン推進担当：鴻上・井筒
- エ 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は、9 時～17 時（土日、祝日を除く）
*郵送の場合は、封筒の表面に「オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業参加表明書等在中」と記載し、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。郵送後、「14. 事務局」の担当者まで提出した旨の電話をすること。
- オ 提出部数 各 1 部
- ※参加表明書等を提出し、参加資格を有すると市が認めた者に対し、供給予定施設の 1 年間の電力使用量の 30 分デマンド値、現在の電力契約の情報等を提供する。

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和 6 年 10 月 4 日（金）17 時（必着）
- イ 提出書類 【単独の場合】
「5. 提出書類」の書類番号 7～12 及びチェックリストを提出すること。

【コンソーシアムの場合】

「5. 提出書類」の書類番号 C9～C14 及びチェックリストを提出すること。

- ウ 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2 別館3階
松山市 環境部 環境モデル都市推進課 ゼロカーボン推進担当：鴻上・井筒
- エ 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は、9時～17時（土日、祝日を除く）
*郵送の場合は、封筒の表面に「オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業企画提案書等在中」と記載し、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。郵送後、「14. 事務局」の担当者まで提出した旨の電話をすること。
- オ 提出部数 各8部（正本1部・副本7部）
※正本を電子媒体（CD-R）1枚に格納し提出すること。

（5）プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ア 実施日時 令和6年10月中旬（予定）※詳細な日程は別途通知。
- イ 実施会場 会場等の詳細は、別途通知。
- ウ 実施時間 1者につき30分程度
プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度
- エ 留意事項 ①プレゼンテーションにあたっては、企画提案書等を要約した資料を用いても構わない。この場合、資料を企画提案書等の提出部数と同数を用意すること。
②プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
③プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。
④プレゼンテーション・ヒアリング審査にあたり、事前に書面により質問することがあるため、その場合は書面にて回答すること。
⑤出席者は3名までとし、プロジェクトマネージャー又はプロジェクトリーダーにあたる者は原則、参加とする。
- オ 評価基準 別紙「評価基準書」のとおり

（6）現地見学（※希望者のみ）

9.（3）で現地見学日程調整票（様式5）を提出した参加表明者のうち、参加資格を有すると認められた者は、発電候補地の現地見学を行うことができる。市は、見学希望者ごとに見学日程等を調整し、通知する。

現地見学にあたっては、市の指示に従うこと。なお、現地見学の有無はプロポーザルの評価には影響しない。

【現地見学期間】 令和6年9月20日（金）～9月25日（水）（予定） ※土日、祝日を除く

【現地見学人数】 希望者ごとに5名以内とする。

10. 選考方法

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 事業者は、「オフサイト PPA 方式による太陽光発電設備等導入事業選考委員会」（以下「選考委員会」という。）の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき、企画提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行うこととする。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、事業実施に向けた詳細を協議し、協定を締結する。ただし、協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は企画提案者すべてに通知する。
- (7) 企画提案者が1者の場合でも評価を行い、最低水準点を設けた評価項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば優先交渉権者として選定する。

11. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

12. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は市に帰属する。
 - イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、松山市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
 - (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
 - (4) 本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
 - (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
 - (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

- (7) 各種手続きにおいて使用する言語や通貨等は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 優先交渉権者に選定される以前に、小売電気事業者と協議を行ってはならない。

13. 失格要件

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書等を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した企画提案書等の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。

オ 最低水準点を設けた評価項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

カ その他、選考委員会が不適切と判断したとき。

14. 事務局

松山市 環境部 環境モデル都市推進課 ゼロカーボン推進担当：鴻上・井筒

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 別館3階

TEL：089-948-6459 FAX：089-934-1861

E-mail：kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp